

平成25年

上尾市教育委員会3月定例会
議案資料

目 次

議案第9号 資料 (平成25年度上尾市教育行政重点施策の策定について)

◇「年間授業日数5日間増加による教育活動の充実」について	1
◇「さわやかスクールサポート事業(学級支援)」について	2
◇「魅力ある学校づくり事業」について	3
◇「小中学校ALT配置事業」について	4
◇「特別支援教育の充実」について	5
◇「幼稚園就園奨励費補助事業」について	6
◇「いじめ根絶対策事業」について	7
◇「さわやかスクールサポート事業(学校図書館支援)」について	9
◇「小中学校図書整備事業」について	10
◇「子どもの読書活動支援の充実」について	11
◇「通学路安全対策事業」について	12
◇「通学区見直し区域登下校サポート事業」について	13
◇「中央小学校校舎改築事業」について	14
◇「上尾中学校校舎改築事業」について	15
◇「学校ICTを活用した教育の推進」について	16
◇「元気な学校をつくる地域連携推進事業」について	17
◇「生涯学習フェア・民俗芸能公演事業」について	18
◇「上尾市まなびすと指導者バンクの活用・充実」について	19
◇「公民館講座事業」について	20
◇「美術展覧会事業」について	21
◇「市民音楽祭事業」について	22
◇「文化財保護啓発事業」について	23
◇「子どもの体力向上地域連携事業」について	24
◇「スポーツ大会・教室等開催事業」について	25
◇「市民体育館の指定管理者制度移行によるサービスの向上」について	26

議案第10号 資料 (上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則の制定について)

◇「上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則」の概要	27
◇上尾市立学校施設の開放に関する規則 新旧対照表	28
◇上尾市立公民館管理規則 新旧対照表	28
◇上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則 新旧対照表	29
◇上尾市平方スポーツ広場管理規則 新旧対照表	29
◇上尾市平方野球場管理規則 新旧対照表	30
◇上尾市平塚サッカー場管理規則 新旧対照表	30

議案第 1 1 号 資料	(上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則の制定について)	
◇「上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則」の概要		----- 3 2
◇上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則	新旧対照表	----- 3 3

議案第 1 2 号 資料	(上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について)	
◇「上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則」の概要		--- 3 6
◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則	新旧対照表	----- 3 7

議案第 1 3 号 資料	(上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について)	
◇「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」の概要		----- 3 9
◇上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則	新旧対照表	----- 4 0
◇上尾市民体育館管理規則	改正経過表	----- 4 6

議案第 1 4 号 資料	(上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について)	
◇「上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令」の概要		----- 5 0
◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程	新旧対照表	----- 5 1

◇「年間授業日数5日間増加による教育活動の充実」について

1 事業概要

新しい学習指導要領が小学校においては平成23年度、中学校においては平成24年度から全面実施され、小・中学校ともに学習内容が増加し、これに伴い標準授業時数も増加した。また、昨年度は小学校、今年度は中学校の普通教室全教室にエアコンが設置された。

これらのことを踏まえ、各学校が、適切な教育課程を編成し、一人一人の児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することができる特色ある教育活動を推進するため、平成25年度より夏季休業日を7月21日から8月24日までとし、授業日数を5日間増加するものとする。ただし、給食はなしとする。

2 事業内容

- (1) 上尾市立小・中学校の年間授業日数を5日間増加し、特色のある教育活動の充実を図り、上尾市の教育力の向上を図る。
- (2) 各学校では、増加した授業日数を活用し、ゆとりのある教育課程を編成することで、児童生徒の確かな学力、自立する力、豊かな心や健やかな身体をはぐくむ教育活動の充実を図る。
- (3) 各学校では普通教室に設置されたエアコンを有効に活用し、快適な学習環境の中で児童生徒の教育活動を行う。
- (4) 児童会・生徒会活動や学校行事の準備の時間を確保し、児童生徒の主体的な活動を充実することにより、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育成する。
- (5) 教育相談や三者面談、部活動等の教育活動を充実させ、教師と子どものふれあう時間を確保する。
- (6) インフルエンザ等による学年や学級閉鎖など、不測の事態が起きたときに必要となる授業時数を確保する。

◇「さわやかスクールサポート事業（学級支援）」について

1 事業概要

児童生徒の個に応じたきめ細やかな学習指導を展開し、学力向上や健全な学級運営を図るため、「アップスマイルサポーター」、「アップスマイル教員」を配置する。

発達障害や肢体不自由児等が普通学級に在籍する学校から、支援員の配置が強く求められている。このことを踏まえ、介助を必要とする児童生徒や、授業中の立ち歩きなど落ち着きのない行動を取る児童生徒が在籍する学級等に対し、学級担任を補佐するための支援員として「アップスマイルサポーター」を配置する。

また、中1ギャップの解消を主な目的として、中学校第一学年において35人学級を編制するため、市費による臨時教員「アップスマイル教員」を配置する。

2 事業内容

	実施規模等	予算額	配置校
アップスマイルサポーターの配置	配置人数 70人 勤務日数 206日 日給 4,600円 ※賃金（通勤費含む）、旅費	68,314（千円）	全小・中学校
アップスマイル教員の配置	配置人数 4人 勤務日数 243日 日給 11,000円 ※賃金（通勤費含む）、賞与、旅費	12,676（千円）	該当中学校

◇「魅力ある学校づくり事業」について

1 事業概要

市教育委員会が市立幼稚園及び小中学校に教育課題の研究を委嘱し、各学校では創意工夫をいかした教育活動を展開し、魅力ある学校づくりを推進する。各学校が設定する教育課題の具体的な研究領域（テーマ）は、学力向上、学習指導（小学校は、教科別）、生徒指導、道徳、人権教育、進路指導、学校図書館教育等であり、各学校では、研究テーマの実現をめざして、仮説をもとにテーマに迫るための方策を考え、研究を通し、教員の指導力や学校力の向上を図り、児童生徒、保護者、地域から信頼される学校を築く。

委嘱研究は、3年サイクル（研究準備→研究1年目（研究委嘱年度）→研究2年目（研究発表））で各学校は計画的に委嘱研究を行う。

2 事業内容

(1) 研究領域

学習指導（教科）、生徒指導、進路指導・キャリア教育、道徳教育、特別活動、総合的な学習の時間、学校教育相談、体育、健康教育、人権教育、特別支援教育、国際理解教育、情報教育、環境教育、ボランティア・福祉教育、男女平等教育、学校図書館教育、幼稚園教育、交流教育、教育に関する3つの達成目標、その他上尾市教育委員会が必要と認めた領域。

(2) 研究報告等

- ① 研究委嘱1年目の研究学校は、年度末までに、中間のまとめ等の資料を提出する。
- ② 研究委嘱2年目の研究学校は、年度内に研究発表会を開催する。
- ③ 研究学校は研究のまとめ（研究紀要等）を作成し、市内小・中学校に配布し、上尾市の教育力の向上に資する。

(3) 研究の進め方

- ①学校課題解決のための実践研究とする
- ②授業研究を研究の中心に据える
- ③研修方法を工夫する
- ④研究組織を工夫する

(4) 経費

研究に必要な経費は、「上尾市魅力ある学校づくり交付金交付要綱」に基づき教育委員会が負担する。

(5) 研究学校等に対する指導助言

教育委員会は、研究学校の自主的な研究を尊重して指導・助言にあたる。

◇「小中学校ALT配置事業」について

1 事業概要

児童生徒が、将来国際社会において積極的にコミュニケーションを図ろうとする能力や態度を身に付ける実践的学習及び国際理解教育を推進するため、市内小中学校にALT（外国語指導助手）を27名配置する。

各学校では、教師とALTがチームティーチングによる外国語活動、英語科の授業を行うとともに、朝の会や給食、昼休みの時間などにおいて、児童生徒がALTと直接触れあうことにより、外国語によるコミュニケーション能力の育成を図る。

2 事業内容

(1) ALTの配置

小学校では、16名のALTの配置（全校で学級数20学級以上の小学校10校には1名のALTを配置、学級数20学級以下の学校には、ALTを週2日または3日配置）を配置している。

中学校では、11名のALTを配置し全校で英語の授業等で活用している。

(2) 授業におけるALTの活用

①小学校における外国語活動の充実を図り、外国語によるコミュニケーション能力の素地づくりができる教育環境を整える。

②小学校では、5・6年生の外国語活動の授業35時間を全て学級担任等とALTとのチームティーチングで実施し、授業の質を高めている。

③全学年の国際理解教育に関わる授業において、学習支援を行っている。

④外国語活動以外の授業において、学級担任等とともに学習支援を行っている。（社会科における世界の国々の人々の生活や文化、国の特色等の学習における授業支援等）

(3) 授業以外におけるALTの活用

①日常的に児童生徒がALTと触れ合い、コミュニケーションをとることで、児童生徒の英語による会話力や外国に係る知識を深める。

②休み時間や給食の時間等における児童生徒とALTとのコミュニケーションや、全校集会等において外国の紹介をすることなどにより、児童生徒は国際理解が深まり、国際感覚を身に付けることができる。

③国際理解教室（ワールドルーム等）への資料提供、運営補助等

(4) 人権意識の向上

通常の学校生活において常に外国人と触れあうことで、児童生徒に他の国家や民族、人種に対する偏見や先入観をなくし、基本的人権を尊重する精神を養い、世界の平和と発展に貢献する能力や態度をはぐくむことができる。

◇「特別支援教育の充実」について

1 事業概要

特別支援教育の一層の推進・充実を図るため、上尾市特別支援教育基本計画を作成し、特別支援学級、通級指導教室の増設・整備を図るとともに、市教育センターを中心としたネットワーク機能の整備・充実を図り、相談支援体制の一層の充実を目指している。

また、特別支援教育担当者に専門的な知識を習得させ、資質向上を目的とする各種研修会を実施するとともに、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する。

特別支援学級等に在籍する児童生徒が作成した絵画及び造形等の作品を市特別支援学級児童等「児童生徒合同作品展」として開催し、児童生徒の創作意欲を喚起することで、障害教育につなげている。また、作品展には毎年多くの市民が訪問し、障害の児童生徒への理解を深める機会としての機会ともなっている。

2 事業内容

- (1) 市内特別支援学級設置校における特別の教育課程、個別の指導計画の作成
- (2) 特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会の実施
埼玉県立上尾かしの木特別支援学校特別支援教育コーディネーター等による講義等を行い、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導についての研修を行う。
- (3) 特別支援教育コーディネーター研修会の実施
特別支援教育コーディネーターの校内支援の実際と発達障害のある児童生徒への指導・支援の在り方について研修を行う。
- (4) 市特別支援教育基本計画に従い、特別支援学級、通級指導教室の新設を推進
- (5) 市特別支援学級児童等「児童生徒合同作品展」の開催等、特別支援学級連絡協議会事業の後援
- (6) 言語障害に関する学習指導方法研修会の実施
- (7) 難聴障害に関する学習指導方法研修会の実施
- (8) 特別支援教育に関する市民への啓発

◇「幼稚園就園奨励費補助事業」について

1 事業概要

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育は大変重要であり、幼児期における教育機会の確保、教育環境の充実が求められている。そのため幼稚園教育を希望する幼児が教育を受けるための支援を行う必要がある。

幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園教育の一層の普及と充実を図るため、満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者のうち一定の要件を満たす方に対して、国と市が保育料等の一部を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図るもの。

2 事業内容

【対象者及び金額】

上尾市に住所を有している、満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児を幼稚園に通園させている世帯を対象として、下記の内容で補助金を交付しています。

- 小学校1・2・3年生の兄・姉がいない世帯 ……〔A表〕のとおり
- 小学校1・2・3年生の兄・姉がいる世帯 ……〔B表〕のとおり

平成25年度補助限度額（予定）

〔A表〕	補助金の上限額（年額）		
	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	229,200円	269,000円	308,000円
市民税が非課税及び市民税の所得割額が非課税の世帯	199,200円	254,000円	308,000円
市民税の所得割額から下記7、イの合計を引いた額が34,500円以下の世帯 7) 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	115,200円	212,000円	308,000円
市民税の所得割額から下記7、イの合計を引いた額が171,600円以下の世帯 7) 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 イ) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	62,200円	186,000円	308,000円
上記区分以外の世帯	—	—	308,000円

※住民税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用を受けている場合は、住宅借入金等特別税額控除適用前の税額を算定基準額とします。（B表も同様です。）

〔B表〕	補助金の上限額（年額）		
	第1子 (小学1・2・3年生)	第2子	第3子以降
生活保護世帯	—	250,000円	308,000円
市民税が非課税及び市民税の所得割額が非課税の世帯	—	227,000円	308,000円
市民税の所得割額から下記7、イの合計を引いた額が34,500円以下の世帯 7) 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	—	164,000円	308,000円
市民税の所得割額から下記7、イの合計を引いた額が171,600円以下の世帯 7) 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 イ) 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	—	125,000円	308,000円
上記区分以外の世帯	—	—	308,000円

※小学校1・2・3年生の兄・姉が2人いる場合には、その兄・姉を第1子、第2子扱いとしてカウントし、幼稚園に通園している幼児は「第3子以降」に該当します。（その兄・姉に対しては補助金は支給されません。）

◇「いじめ根絶対策事業」について

1 事業概要

いじめを一因とする児童生徒の自殺が毎年のように発生するなど、依然として教育上の大きな課題となっている。いじめ問題の深刻化に対応して、いじめ専用電話相談窓口（子どもはフリーダイヤル）、いじめ専用電子メール相談体制の整備を行うとともに、いじめ相談員の配置を行い、いじめに関する児童生徒・保護者等からの緊急相談に対応し、いじめの未然防止や円滑な問題解決に資する。また、いじめは集団生活の中で発生することから、いじめのない楽しい学級づくりのため、児童生徒向けアンケートを実施するとともに、学級満足度尺度、学校生活意欲尺度などの学級全体と児童生徒個々の状況を的確に把握するために、「学級集団アセスメント」調査（心理検査 Q-U）を実施し、いじめ未然防止に家庭と連携して、積極的に取り組む学校を支援する。さらに、いじめ根絶には、教員一人一人が「いじめの兆候を適切に把握して対応する力」が必要であることから、いじめ問題に関する対応等の教員の資質向上を図るため、いじめ根絶に関する研修会を実施するとともに、児童生徒一人一人に「自らいじめのない学校づくり」に取り組ませるため、いじめ根絶に関する標語等を作成し、掲示、配布するなど、市全体でいじめ根絶の取組を推進する。

2 事業内容

(1) 子ども・いじめホットライン、子ども・いじめホットメールの開設 <教育センター>

(2) 学級集団アセスメント調査（Q-U調査）

いじめが発生する割合の高い、小学校5年生～中学校2年生を対象として、学級集団における満足度及び学校生活意欲など客観的な調査（Q-U調査）を6月に実施し、学級集団の現状を客観的に把握する。また、11月にも実施し、学級集団の満足度、意欲などを改めて調査することで、いじめの未然防止の取組の充実を図る。

中学校におけるいじめ問題については、小学校における人間関係に大きく関わることから、小学校6年生、11月の調査結果を中学校に提供することで、小・中学校間の円滑な接続を図るとともに、学級編成等の資料としても活用することで、いじめの未然防止を図る。

(3) 「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」の作成

全小・中学校の児童生徒が、いじめのない「なかよく楽しい学校生活を送る」ために、いじめの根絶に自ら取り組もうとするための目標となる標語を作成する。標語は、校内で掲示する。各学校から各学年1点ずつ選出された標語は、標語選考委員会により選考され、最優秀作品を「ホットライン・ホットメール」のいじめの悩み相談カードに掲載する。

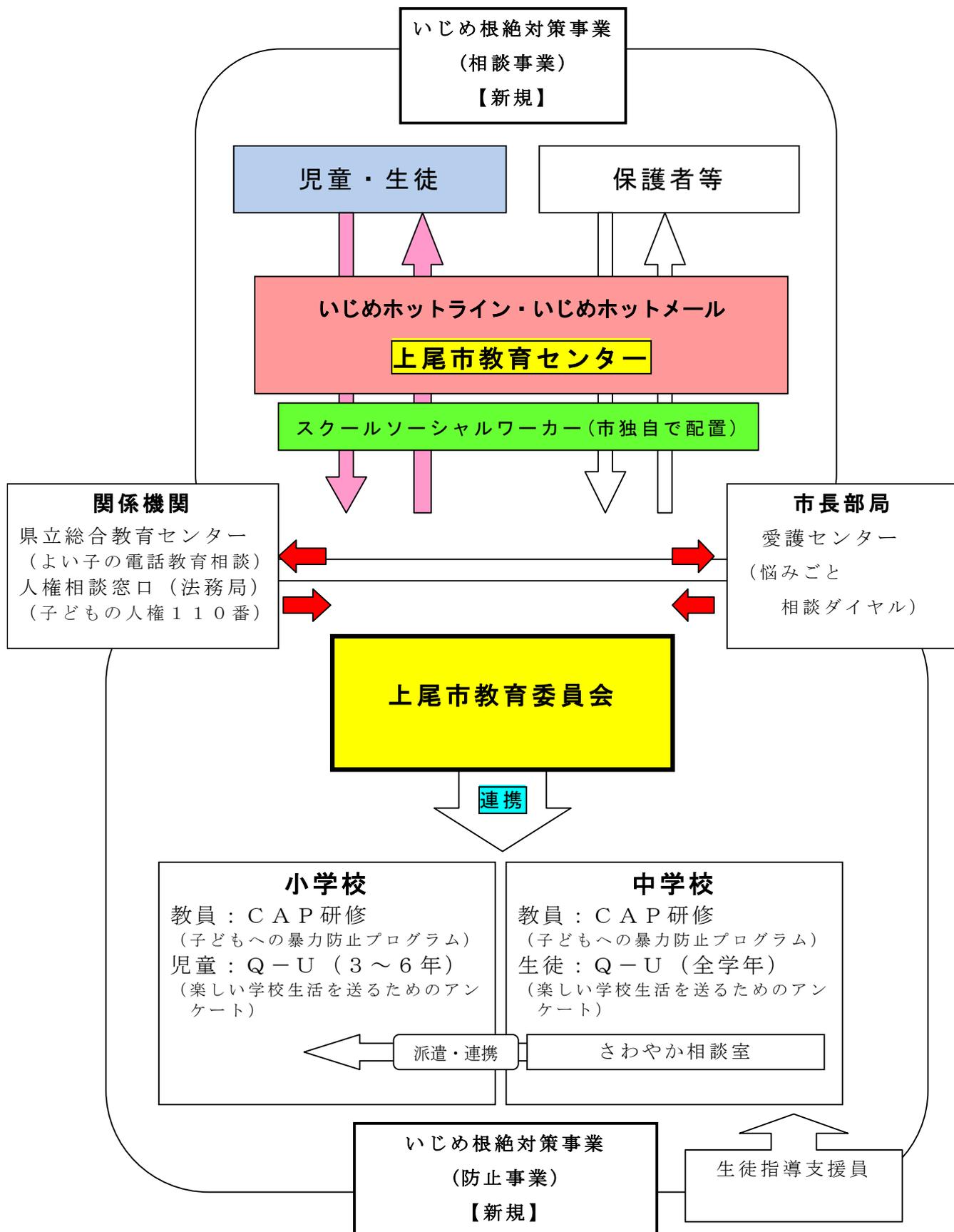
各学校から選出された標語については、優秀賞として、表彰状を授与する。（各学校で表彰）

(4) 「いじめをなくす宣言」の作成

「いじめをなくす宣言」を横断幕にして、各学校に掲示することで、児童生徒、保護者、地域の「いじめをしない させない 許さない」意識啓発を図る。

(5) いじめ根絶対策に関する研修会等の実施

- ・教職員、保護者が連携して、いじめ根絶に取り組むためのワークショップや講演などの研修会を開催
- ・生徒指導主任等を対象とした、いじめ根絶対策会議を継続して開催するとともに、教員が自主的に参加することができる「教師力アップ講座 いじめ根絶講座」を定期的で開催し、いじめ問題に適切に対応できる教職員を育成する。
- ・いじめ根絶対策に関する講義や中学校区でいじめ根絶対策に関する協議等を行い、研修結果等をもとに、校内研修を実施し、学校力の向上を図る。



◇「さわやかスクールサポート事業（学校図書館支援）」について

1 事業概要

学校図書館の一層の充実を図り、読書活動を推進するため、アップスマイル学校図書館支援員を配置する。

児童生徒に「確かな学力」の基盤となる「言語能力」や「豊かな心」を育むため、各学校では読書活動を推進している。校内における読書活動推進の中核となる司書教諭を支援し、学校図書館運営を円滑に行うため、学校図書館支援員を全小中学校に配置する。

2 事業内容

- (1) 司書教諭を補助することによって、学校図書館の配架の整理整頓・児童生徒の読書活動を推進する。
- (2) 児童生徒の読書相談や図書の案内を行い、児童生徒の読書傾向を的確に把握し、継続した読書指導を支援することができ、児童生徒の読書活動の充実を図る。
- (3) 児童生徒が自ら学ぶ学習情報センターとしての機能を高め、調べ学習等における参考図書の案内や紹介、教科書教材に関する図書の紹介等を行い、児童生徒の学習活動を支援する。
- (4) 児童生徒の発達段階に応じて読ませたい推奨図書、推薦図書の紹介など、児童生徒の読書意欲を高め、豊かな感性や情操をはぐくむ読書センターとしての機能を高める。
- (5) 学校図書館の開館に数を増やし、児童生徒が学校図書館を利用しやすい環境を整え、児童生徒の図書利用の確立を図る。
- (6) 図書の購入計画や配架計画、図書整理計画を立て、児童生徒の実態に応じた学校図書館運営の支援を行い、学校図書館の充実を図り、児童生徒の読書活動等を推進する。
- (7) 司書教諭等の指示の元、学校図書館だより等の広報活動を行い、児童生徒の読書意欲を高める。
- (8) 学級担任の読書指導・一斉音読・読み聞かせ・ブックトーク等について支援し、児童生徒の読解力の向上を図る。
- (9) 司書教諭・学校図書館担当教諭をはじめ当該学校教員の読書指導の工夫・指導について補助し、児童生徒に豊かな読書活動を提供し、読解力、創造力等をはぐくむ。
- (10) 読み聞かせを計画的、定期的に行い、児童生徒の豊かな感性をはぐくむ等の情操教育を推進する。
- (11) 学校図書館の蔵書のバーコード化や検索システムの管理と活用を行い、貸出し冊数などの統計資料等、読書指導の基礎資料を作成する。

◇「小中学校図書整備事業」について

1 事業概要

子どもたちの自主的・自発的な学習活動を支援するとともに、豊かな感性や情操をはぐくむ読書活動を推進するため、「学校図書館標準」（平成5年3月）を目標に、充実した学校図書館図書を計画的に整備していく。

また、平成25年度からは学校図書館に新聞を配備する。新聞が新学習指導要領の中で、指導すべき内容として明確に位置づけられたため、小学校には一般紙朝刊1紙と小学生新聞1紙を、中学校には一般紙2紙を配備する。

		21年度	22年度	23年度
小学校22校	標準冊数	224,160冊	223,760冊	223,600冊
	年度末現有数	198,291冊	204,860冊	174,740冊
	達成率	88.5%	91.6%	78.1%
中学校11校	標準冊数	140,000冊	140,320冊	143,760冊
	年度末現有数	111,496冊	114,566冊	103,677冊
	達成率	79.6%	81.6%	72.1%

2 事業内容

(1) 学校図書購入予算（平成25年度）

小学校分 → 備品購入費 1,500千円

中学校分 → 備品購入費 1,100千円

※単純計算で、1冊1,500円と仮定すると、小学校では10,000冊が増加。

中学校では7,333冊が増加できる。

※各学校への予算配分は、児童・生徒数や図書整備達成率などを考慮し、予算配分後が各学校の達成率が均一に近づくように配慮している。

(2) 小中学校への配分方法

各学校への配分額 = ①基準額 + ②学級割 + ③充足額 + ④調整額

【小学校】

① 基準額（均等割による配分）= 250,000円

② 学級割（各学校の学級数による配分）= 単価10,000円 × 学級数

③ 充足額（学校図書館図書標準の充足率）= 必要冊数 × 120円
=（標準冊数－現有数）× 120円

④ 調整額（学校規模その他による調整）

【中学校】

① 基準額（均等割による配分）= 400,000円

② 学級割（各学校の学級数による配分）= 単価10,000円 × 学級数

③ 充足額（学校図書館図書標準の充足率）= 必要冊数 × 120円
=（標準冊数－現有数）× 120円

④ 調整額（学校規模その他による調整）

◇「子どもの読書活動支援の充実」について

1 事業概要

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものである。子どもたちの身近に本があり、読書の楽しさを知り自ら進んで読書ができるような、読書環境の整備・充実を図るため、平成24年7月に市立富士見小学校図書室内に図書館機能のひとつとして「上尾市子どもの読書活動支援センター あっぴいぶっくる」が開所した。子どもの読書活動支援センターは、子どもたちが生活する家庭・地域・学校と、図書館が連携スムーズに進めていくために、そのコーディネーターとなる役割を担うものである。

具体的には、子供向けの読書イベントの開催、家庭・地域・学校へ情報の収集・提供や講座の開催、読み聞かせボランティアなどの養成や派遣、学校向け団体貸出の充実などを行う。

2 事業内容

(1) 子ども向け読書イベントの開催

子どもの読書活動支援センター開所1周年となる7月を中心に、図書館でのおはなし会、公民館まつりでのおはなし会、科学遊びと科学の本のイベントなどを行う。

(2) 家庭・地域・学校への情報提供や講座の開催

図書館本館・分館に「上尾市子どもの読書活動支援センターのコーナー」を設置し、読み聞かせのしかたに関する資料、年齢ごとのおすすめの本のリストなど、家庭や地域に向けての情報を発信する。また、学校へは授業で使える本の情報を提供したり、図書館職員などの派遣を行い学校内での読書推進の支援につとめる。

また、保護者向け・司書教諭や学校図書館支援員向けの講座を開催し、子どもを取り巻く大人たちの啓発につとめる。

(3) 読み聞かせボランティアなどの育成や派遣

対象を、赤ちゃん・幼児・児童生徒など細かく分け、年齢にあったおはなし会などを主催できるボランティアを養成する。また、科学読み物や科学遊び・アニメーション・ブックトーク・朗読・ストーリーテリングなど、ジャンルごとにそれを得意とするボランティアを養成し、受け入れる側の要望にかなったボランティアを派遣する。

(4) 学校向け団体貸出の充実

学校団体向け読み物セットの見直しを行い、年間を通じて、幼稚園・小学校・中学校に魅力ある新しい本のセットを提供できるようにする。

◇「通学路安全対策事業」について

1 事業概要

他市での登下校中の交通事故が相次ぎ、市として通学路の安全確保に集中的に取り組むために、今年度、庁内関係課等による調整会議を開催し検討を進めた。その結果、上尾市PTA連合会からの要望書を基本として、改善に取り組む箇所を明確化し、平成25年度から通学路安全対策を実施することを決定した。

また、国や県、市、学校、警察などが連携して実施した「通学路における緊急合同点検」における上尾市が所管する危険箇所は17か所あり、うち13か所は、平成24年度までに対応を行った。残り4か所についても25年度以降対策予定である。

2 事業内容

(1) 市PTA連合会からの要望に基づく改善箇所

学校名	実施内容	実施箇所	事業費(円)
中央小	グリーンベルトの設置	中央小前の道路 上尾胃腸外科前の通学路	357,000
大石小	ミラー「止まれ」文字設置	赤法花 北側の一本目の交差点	189,000
上平小	ミラーの設置	上1281付近のカーブになっている道路	147,000
尾山台小	通学路の標識 速度規制の標識設置	尾山台団地5街区から住宅脇の道路	52,500
平方東小	横断歩道手前凹凸の設置	小敷谷2-3 太平中学校北側の横断歩道	1,501,500
鴨川小	「通学路注意」の路面表示と グリーンベルトの設置	西宮下2丁目237番地から西宮下2丁目199-6 番地付近の道路	787,500
瓦葺小	速度制限できるものの設置	瓦葺2325付近	367,500
今泉小	通学路の整備	第一団地から今泉小学校への横断歩道の直線道路	63,000
今泉小	警察官の巡回と看板の設置	壱丁目330番地付近の地下道	535,500
平方北小	グリーンベルトの設置	第二団地入口(玉川うどん)から小敷谷東部公会堂付近	1,638,000
計			5,638,500

(2) 通学路における緊急合同点検にもとづく改善箇所

学校名	実施内容	実施箇所	事業費(円)
平方北小	路面標示	小敷谷644付近	60,000
富士見小	路面標示	春日1-1 フジタ動物病院前付近	
富士見小	路面標示	春日2-6付近	

(3) 上尾道路開通による通学区変更に伴う通学路の整備

学校名	実施内容	実施箇所	事業費(円)
平方東小	外側線、イメージハンプ、警戒 標識、看板、道路舗装工事	上尾道路西側 地頭方及び壱丁目地区	2,789,000

◇「通学区見直し区域登下校サポート事業」について

1 事業概要

通学区を見直した区域において、通学班編成ができない低学年児童生徒の登下校における安全を確保するため、登下校サポーターを配置する業務を委託する。

市内の各学校における児童数は、地区によって偏りがあり、適正化が求められている。また、大規模道路建設などによる地理的な分断もあり、登下校児童等の安全確保が必要となっている。

そのため、平成18年度から通学区域の見直しを計画的に進め、変更または学区調整区域の設定を行っている。これらの実施により、通学班体制の整っていない地区から通学する児童の安全を確保するとともに、保護者の不安を解消する目的から、通学班の班長の役割を担う登下校サポーター（※1）を当該地区に配置する。

（※1）平成24年度までは「学区見直し地区巡回誘導員配置委託事業」平成25年度から当該事業名に変更

2 事業内容

予算額 7, 138(千円)

地 区	配 置 状 況 等(※2)	学 校 名	予 算 額 (千円)(※3)
浅間台・小泉地区	3人×2時間×206日	西小学校	1, 428
地頭方・壱丁目地区	6人×2時間×206日	平方東小学校	2, 855
上郷地区	5人×2時間×206日	上平北小学校	2, 379
壱丁目地下道	1人×2時間×206日	今泉小学校	476

（※2）2時間/日×206日(平成25年度)×人数

（※3）税・雑費を含む

◇「中央小学校校舎改築事業」について

1 事業概要

中央小学校の計画については、部分的な改築を行う事業形態であり、昭和29年と昭和34年に建設された築59年（南校舎西棟・平成24年7月解体済み）と築54年（北校舎西棟・平成25年12月解体予定）の校舎2棟を取り壊し、平成24、25年度の継続事業で現在、改築工事中である。

改築校舎は、鉄筋コンクリート造4階建、延べ面積 約4,400㎡で、オープン型普通教室21室、管理諸室、会議室等で構成されている。

残りの既存校舎2棟のうち南校舎東棟については、耐震補強工事とリニューアル工事を行い、北校舎東棟については、リニューアル工事を行い、この2棟は特別教室棟として利用する計画となっている。校舎の整備終了後に外構、校庭の整備を行う。

2 事業内容

(1) 教育環境への配慮

- ・教室と廊下の間に間仕切の無いオープン教室型とし、多様な学習形態に対応できるようにした
- ・普通教室の延長線上にゆとりのあるワークスペースを配し、第二の教室としてあらゆる学習形態や活動に対応できるようにした
- ・児童の読書、くつろぎ、語り合いスペースとして利用できるベンチコーナーを設けた
- ・多目的トイレやエレベーターの設置などにより、誰もが利用できるよう建物のバリアフリー化に配慮した

(2) 自然環境への配慮

- ・トイレの洗浄水に雨水利用を図ることとした
- ・教室は南向きとし、自然採光の取り入れを重視した
- ・廊下側も開口部を多く取り、自然通風の確保に努めた
- ・太陽光発電設備20kwをH25年度中に整備する

(3) 安全への配慮

- ・大雨の際の水害対策として、校舎の地下に雨水貯留槽（195㎡）を備えている

(4) 事業費

約12億5千万円

◇「上尾中学校校舎改築事業」について

1 事業概要

上尾中学校の計画については、平成24年度に基本設計を行い、平成25年度に実施設計を行う。

部分的な改築を行う事業形態であり、築50年以上の南校舎を取り壊し、平成26、27年度の継続で改築を予定している。

改築校舎は、鉄筋コンクリート造3階建、延べ面積約5,300㎡、普通教室16室、特別支援教室4教室、管理諸室、特別教室、多目的室及び図書室とパソコン教室を併設したメディアセンターで構成されている。

さらに、給食室棟、体育館、プールを改築し、武道場を新設する。建物の整備終了後に、校庭の整備を行う。

既存の北校舎2棟については、リニューアル工事を行い、普通教室11室、特別教室7室を整備し、併せて通級指導教室を新設する。

2 事業内容

(1) 教育環境への配慮

- ・新校舎は、学年経営をしやすいよう学年ごとに普通教室8教室に多目的2室を加え、10クラスを配置出来るように計画する。
- ・メディアセンターとして図書室、パソコン室を新校舎2階に配置することにより、誰でも利用しやすく調べもの学習が身近になりやすいように配慮する。
- ・多目的トイレやエレベーターの設置などにより、誰もが利用できるよう建物のバリアフリー化に配慮する。

(2) 自然環境への配慮

- ・新校舎には、中庭を設置し、通風・採光を取り入れて豊かな空間を計画する。
- ・トイレの洗浄水に雨水利用を計画する。
- ・太陽光発電設備を計画する。

(3) 安全への配慮

- ・大雨の際の水害対策として、校舎の地下に雨水貯留槽を備える計画とする。

(4) 事業費

約25億円

(5) スケジュール

- ・平成25年度に実施設計を行う。また、仮設校舎建設、南校舎解体を行う。
- ・平成26年から27年度に新校舎建設、武道場・プール建設、体育館建設、北校舎2棟の大規模改造を行う。

◇「学校ICTを活用した教育の推進」について

1 事業概要

学校ICT機器の効果的な活用について研修会や授業研究会を実施し、教職員の資質、指導力の向上を図るとともに、デジタル教科書やデジタル教材を導入し、大型テレビ等学校ICT機器を効果的に活用して、これまでの指導方法と組み合わせ、魅力ある分かる授業づくりを推進し、児童生徒の学習意欲を高め学力向上を図る。

また、学校ICT機器やAピc o m（電子会議・情報共有ソフトウェア）を活用して、打合せや諸会議等の電子会議化、ペーパーレス化を行い、校務の効率化を促進し、事務の負担軽減を図るとともに、市学校間共有フォルダを活用した教育資料の共有化を図り、学校教育活動の質的向上に資する。

情報セキュリティに関する研修会を実施し、情報セキュリティの管理について理解を深め、個人情報保護の徹底を図る。

2 事業内容

(1) 教職員の資質・指導力の向上を目的とした学校ICT研修会、授業研究会の実施

① ICT活用研修会

ア デジタル教科書、デジタル教材の活用に関する研修会

イ 学校ICT機器の使用方法等に関する研修会

ウ 情報モラル（ネットモラル）に関する研修会

エ 教師力アップ講座における学校ICT活用研修会

オ 学校ICT機器の効果的な活用に係る授業研究会

②校務の効率化の促進に係る研修会

Aピc o m（電子会議、情報共有ソフトウェア）研修会

ペーパーレス化研修会

③情報セキュリティに係る研修会

学校情報セキュリティ研修会

④学校教育情報の広報に係る研修会

学校ホームページ作成研修会

学校配信メール研修会

(2) デジタル教科書、デジタル教材の導入

全教職員のPCにデジタル教科書、デジタル教材を導入し、魅力ある分かる授業の創造を図る。あわせて、デジタル教科書、デジタル教材の活用に関する研修会を実施し、効果的な活用について研修を行う。

(3) 校務の効率化の促進

ペーパーレス化研修会等により、会議資料等のデジタル化を推進する。また、市学校間共有フォルダを整備し、デジタル教材等、各学校が作成したワークシートなど教育資料等を共有化する。児童生徒名簿、授業時数集計表等の参考例を提示する。

◇「元気な学校をつくる地域連携推進事業」について

1 事業概要

地域の方々の児童生徒の教育的活動に関わる取り組みの機会を増やし、学校支援活動をとおして、学校教育活動の理解を深めていただき、地域で子どもを育てる意識を啓発する。学校・家庭・地域社会が一体となって児童生徒の健全な育成に取り組むための学校を支援する組織である「学校応援団」の活動を支援し、学校の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図る。各学校における実践や主な取組を「実践事例集」としてまとめ、各学校に配布し、学校応援団活動の啓発を図り、活動の充実を図る。年々、学校応援団の人数、活動数が増加し、活動の内容も学習支援に関する活動、安全に関する活動、環境整備に関する活動等充実している。

2 事業内容

- (1) 学校が積極的に家庭や地域社会に関わり、開かれた学校づくりを推進するとともに学校の活性化を図る。また、家庭や地域の教育力の向上を目指し、学校・家庭・地域社会が連携して児童生徒の育成に取り組む。
- (2) 学校応援団活動に関する情報提供等を行い、活動の充実を図る。
- (3) 学校応援団員の保険の予算化
- (4) 学校応援団の組織率
小学校100%、中学校100% 応援団員数約1万人（小中合計）
- (5) 学校応援団の学校支援活動（主な活動例）
 - ①学習活動への支援
「ゲストティーチャー」として、学校の授業支援、「学習支援員」として、担任教員とともに児童生徒の学習活動を支援
 - ②安心・安全確保への支援
学校安全ボランティア等を組織し、防犯パトロール隊として児童生徒の登下校時の安全確保を支援
 - ③環境整備への支援
花いっぱい運動の支援、除草・落ち葉の除去作業支援、清掃支援、・教室、校舎等修繕支援等の学校環境の整備を支援

◇「生涯学習フェア・民俗芸能公演事業」について

1 事業概要

市制施行55周年を記念し、市内の無形民俗文化財の公開事業として民俗芸能公演を実施する。無形民俗文化財は公開日が限定されるため、市民がこれらの文化財に触れることが少ない。そこで無形民俗文化財のうち、舞台上で公開が可能な民俗芸能の公演会を行うものである。普段、目に触れる機会の少ない民俗芸能を市民に公開し、文化財保護に対する関心や理解を深め、その継承に繋げることを目的とする。

また、同時に、生涯学習の啓発を図るために生涯学習フェアを開催する。公民館や学校開放特別教室で活動している生涯学習グループ・サークルに日頃の活動を発表する場を提供するとともに、体験コーナーや、生涯学習の情報を提供するコーナーを設け、広く市民に生涯学習について知ってもらうことを目的とする。他に飲食コーナー、販売コーナー、文化財展示コーナーも設置する。これによりさらに多くの市民に参加していただき、地域の活性化を目指すものである。

2 事業内容

(1) 日時

- ・民俗芸能公演 平成26年1月26日(日) 午後1時開演 午後4時終演
- ・生涯学習フェア 平成26年1月26日(日) 午前9時～午後3時30分

(2) 会場

上尾市文化センター・上尾公民館

(3) 入場料

無料

(4) 民俗芸能出演団体(案)

第1部 『踊り』

畔吉の万作踊り、藤波の餅つき踊り、本宮市民俗芸能団体(踊り)

第2部 『祭りばやし』

堤崎の祭りばやし、小敷谷の祭りばやし、片品村民俗芸能団体(祭りばやし) 無料

(5) 生涯学習フェア出演団体

- ・各公民館より推薦された団体(演技・演奏部門、作品展示部門各々1団体程度)
- ・学校開放特別教室利用団体より、演技・演奏部門、作品展示部門各々数団体

(6) その他

民俗芸能出演団体には、昼食時にお弁当のほかに「上尾元気汁」を振る舞うこととする。「上尾元気汁」の調理は、公民館で活動している料理サークル(上尾市食生活改善推進員協議会)に依頼する。

◇「上尾市まなびすと指導者バンクの活用・充実」について

1 事業概要

市民の主体的な生涯学習活動を支援するため、様々な技術や経験を持つ指導者（学習ボランティア・資格専門員）の情報をバンクとして登録し、指導者・講師を必要としている個人・団体などへ情報を提供し学習を支援するシステムの運営。

2 事業内容

(1) 上尾市まなびすと指導者バンク登録事務

(2) 生涯学習推進事業の委託

上尾市まなびすと指導者バンク登録者有志が組織する「上尾市まなびすと指導者バンク活動推進会議」に、生涯学習推進事業を委託することにより、生涯学習の推進と上尾市まなびすと指導者バンクの活用を図る。

(3) 上尾市まなびすと指導者バンク登録者名簿の作成

登録者名簿を作成し、市内公民館、小中学校（PTA）等に配布し、指導者の情報提供、活用を図る。
平成25年度は従来の庁内印刷を業者に依頼し、体裁を整え、部数を増やし印刷する。配布先も増やし、制度のPRを強化する。

(4) 自己PR会の開催

公民館等で講師を希望する登録者に模擬講座等自己PRをしてもらい、講師選定の参考とする。

- ・期間 平成25年7月から平成27年3月までの奇数月
- ・会場 市内各公民館持ち回り
- ・各会2時間前後とし、指導ジャンルごとに10～12名程度の発表を行う。

◇「公民館講座事業」について

1 事業概要

社会教育を実践する中心的教育機関として公民館を位置づけ、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の講座を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、公民館講座を通じて生涯学習グループ・サークル化を支援し育成することにより、継続した生涯学習・社会教育活動の活性化を図る。

2 事業内容

各公民館において、文化・芸術や教養などの講座のほか、人権講座や高齢者学級・子ども教室など趣向を凝らした多様な内容の講座を行っていく。また、平成25年度から統一テーマを設けて各館1講座行うこととし、平成25年度は「介護をする人のための講座」をテーマとする。

(1) 介護をする人のための講座

上尾	ささえあう介護	家族での初めての介護。介護の制度、手続き、方法、心のケアについて学ぶ。
上平	介護講座	介護の基礎的な知識と実践について指導を受ける。
平方	介護者講座	身近で介護が必要になったとき、困らないために介護の仕方・保険などの知識を得る。
原市	介護予防体操	介護をする側も自分の体を大事にするのはとても大切なことです。介護する際に、足腰などを傷めないための体操を学ぶ。
大石	介護講座	高齢者介護の制度や課題、負担の少ない介護の実技について学ぶ。
大谷	身近な介護教室	介護保険制度や介護方法を学び「いざと言う時」の介護の心構えを学習する。

(2) 特色のある講座

上尾	骨盤ヨガ教室、心やすらぐエコ教室、伝統と文化を知る、ふるさとの歴史、男の料理教室
上平	とんぼ玉教室、パソコン教室、スポーツ吹矢教室、童謡唱歌、美味しい味噌作り教室
平方	平方散歩、和のフィットネス教室、旅行に役立つ英会話、平方フォト川柳大会、落語講座
原市	原市日本語教室、片付け教室、手作りパン教室、お正月寄せ植えづくり、わかりやすい相続
大石	気功教室、草木染め教室、リコーダー教室、地域と暮らしの作文教室、スペイン料理
大谷	知的障がい青年学級、地球環境問題講座、リメイク料理教室、渋沢栄一の生地を訪ねて

(3) 子ども向けの講座

上尾	夏休み子ども料理教室、夏休み子ども工作教室、夏休み子ども体験教室、夏休み子ども体験教室、親子へら鮎釣り教室、親子チョコレート教室
上平	夏休み子ども料理教室、夏休み子ども工作教室、冬休み子ども書き初め教室
平方	スパイス工場見学とカレー作り、万華鏡を作る
原市	子どもヒップホップ教室、夏休み子ども教室①「茶道」、②「万華鏡作り」、③「よく飛ぶ紙ヒコーキ」、④「パルーンアート」、⑤「ペーパークラフトで折本を作る」
大石	夏休み子ども陶芸教室、夏休み子どもおもしろ科学教室、親子クリスマスケーキづくり
大谷	夏休み子ども囲碁教室、夏休み親子陶芸教室、夏休み子ども工作教室

◇「美術展覧会事業」について

1 事業概要

上尾市、上尾市教育委員会、上尾市美術家協会の共催で行われ、広く市民の美術活動の普及を図り、豊かな人間性を養い市民文化の向上に寄与することを目的として行われる美術展覧会。日本画、洋画、立体造形、工芸、写真の5部門により開催され、作品は市民から公募で募集し、優秀な作品は特選とし賞を授与する。

2 事業内容

- (1) 日 程 平成25年10月22日(火)から27日(日)まで
- (2) 会 場 第1会場 上尾市コミュニティセンター
【展示部門】日本画・洋画・立体造形・工芸・写真
第2会場 上尾市民ギャラリー
【展示部門】書
- (3) 応募作品 未発表のものに限る。
- (4) 作品規格 各部門ごとに決められている規格制限を厳守する。
- (5) 出品申込み 規定の申込書により開催要項に決められている日時までに申し込む。
- (6) 作品搬入 各部門の開催会場に所定の出品票と出品料を持参のうえ各自搬入する。
- (7) 鑑査・審査 応募作品については、美術家協会の各部門担当者が鑑査・審査を行い、入選作品のみ展示する。
- (8) 褒章 入選作品のうち、審査のうえ優秀なものは特選として褒賞を行う。
- (9) 搬出 各展示会場から各自指定の日時に搬出する。
- (10) 平成24年度第2回上尾市美術展覧会の応募状況

出 品 部 門	一 般			委嘱・招待		運営委員 審査員		総 計	
	搬入者	搬入点数	入選点数	人数	点数	人数	点数	人数	点数
第1部 日本画	14	14	14	20	20	6	6	40	40
第2部 洋画	147	155	147	29	29	11	11	187	195
第3部 立体造形	11	11	11	0	0	3	3	14	14
第4部 工芸	20	23	23	10	10	7	7	37	40
第5部 書	85	86	86	52	52	9	9	146	147
第6部 写真	73	84	84	17	17	8	8	98	109
合 計	350	373	365	128	128	44	44	522	545

◇「市民音楽祭事業」について

1 事業概要

地域文化芸術の振興に寄与することを目的とする上尾市内で活動している音楽（合唱、邦楽、吹奏楽・器楽）に親しむグループの発表の場とするとともに、市民に音楽鑑賞の機会を提供する。また、実行委員会形式で、2回の実行委員会をはじめ各係作業等実施する過程を通じ、出演グループ同士の交流を図る。

2 事業内容

(1) 第40回上尾市民音楽祭 合唱祭

日時 平成25年11月4日（振替休日）（予定）

会場 市文化センター 大ホール

主催 上尾市・上尾市教育委員会・市民音楽祭合唱祭実行委員会
（平成24年度は21団体721名参加）

(2) 第40回上尾市民音楽祭 邦楽祭

日時 平成26年2月15日（土）（予定）

会場 市コミュニティセンター ホール

主催 上尾市・上尾市教育委員会・市民音楽祭邦楽祭実行委員会
（平成24年度は18団体309名参加）

(3) 第40回上尾市民音楽祭 吹奏楽・器楽祭

日時 平成26年2月16日（日）（予定）

会場 市文化センター 大ホール

主催 上尾市・上尾市教育委員会・市民音楽祭吹奏楽・器楽祭実行委員会
（平成24年度は8団体294名参加）

◇「文化財保護啓発事業」について

1 事業概要

「文化財保護法」及び「上尾市文化財保護条例」の趣旨に基づき、市民に対して、文化財の活用を図り、その保存継承のための意識啓発と文化財保護に対する理解を深めるために本事業を実施する。

本事業では、文化財についての知識を体得し、地域の文化や歴史の理解を深めるため「あげお歴史セミナー」と題した一般市民を対象とした歴史講座を実施するとともに、広く市民の参加が期待できる展示会やイベントを市内の様々な場所にて開催する。これにより、市民に対して広く上尾市の文化や歴史に対する理解を深めることができ、その保存継承のための意識啓発につながるものとする。

2 事業内容

(1) あげお歴史セミナー

文化財についての知識を体得し、地域の文化や歴史の理解を深めるため、「あげお歴史セミナー」と題した一般市民を対象とした歴史講座を年3回程度実施する。

【平成24年度実績】

講座名	日程	内容
瓦葺掛樋跡と見沼代用水	平成24年7月3日、10日	見沼代用水に関する講義と現地見学
上尾に残る徳本行者の足跡	平成24年11月26日	徳本行者に関する講義と史跡見学
日本の伝統工芸—漆刷毛製作—	平成25年3月26日	漆刷毛製作に関する講義と製作実演

(2) 上尾の文化財展

市民に対して広く上尾市の文化や歴史に対する理解を深め、文化財保護意識の高揚を図ることを目的として、地域の市民団体や公社などとの共催で、上尾の文化財に関する展示会を開催する。

【平成24年度実績】

テーマ	日程	内容
第2回尾山台遺跡と周辺の遺跡展	平成24年 8月2日～8日	尾山台団地自治会との共催で、市内の遺跡に関する展示
上尾の昔 —あそび・くらし—	平成24年 10月4日～23日	(財)上尾市地域振興公社(自然学習館)との共催で、明治～昭和の民具・農具・玩具等の展示
昔の街並みギャラリー	平成25年 1月23日～27日	(財)上尾市地域振興公社(コミュニティセンター)との共催で、明治～昭和の市内写真・現物の展示

(3) 上尾の歴史展

市民に対して広く上尾市の文化や歴史に対する理解を深め、文化財保護意識の高揚を図ることを目的として、上尾市の歴史に関する展示会を開催する。

【平成24年度実績】

テーマ	日程	内容
石造物に込められた祈り	平成24年11月7日～13日	市内に所在する古代～近世までの石造文化財の実物・写真資料の展示

(4) 夏休み上尾の歴史クイズラリー

主に小学生を対象とし、上尾の歴史や風土を学んでもらい、文化財保存継承のための意識啓発と文化財保護に対する理解を深めるため、上尾市内の文化財をめぐるクイズラリーを実施する。

開催時期は平成25年8月1日(木)～8月11日(日)。

◇「子どもの体力向上地域連携事業」について

1 事業概要

文部科学省が平成21年・22年に行った「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、「運動する子としない子の二極化」「家の人と運動やスポーツを『する子』ほど体力合計点が高い」という結果が出ている。

この結果を踏まえ平成25年度から、地域の企業・大学との官民学連携事業として子どもの体力向上地域連携事業を実施する。ドッジボール大会やなわとび大会などに加え、市内の小学生の運動能力・運動習慣の調査を実施し、そのデータをもとに子どもが日常生活の中や家庭、地域で継続的に取り組める事業を展開する。

2 事業内容

(1) 中学生バレーボール教室

対象：中学校バレーボール部員

地域の実業団チームと連携し、生徒が直接、上尾メディックス選手に指導を受け、交流を深めることを通して、基本的な技術を学び、体を動かす楽しさを味わうことにより、積極的に運動に親しむとともに体力向上を図る。

(2) 小学生ドッジボール大会

対象：上尾市内小学5・6年生

スポーツ推進委員と連携し、小学生の投力向上を図る取り組みの一つとするとともに、仲間づくりや協調性をはぐくむことで継続的なスポーツ活動を推進する。

(3) 上尾市なわとび大会

対象：市内小・中学生

上尾市スポーツ推進委員・小学校体育連盟と連携し、冬季における運動の機会を増やす。また、本事業をとおして集団で運動に取り組む充実感を味わわせるとともに、運動時間の増加、体力の向上を図る。

(4) 市制施行55周年・体育協会創立55周年記念「スポーツ講演会」

対象：小・中学生保護者、スポーツ少年団指導者等

体育協会・スポーツ少年団・PTAと連携し、著名な講師を招き運動の楽しさや家庭・地域との関わりを理解してもらい、また、家庭や地域から働きかけることで子どもが継続的に運動する機会を増やす。

(5) (仮) げんき！チャレンジ！

対象：市内小学校2校

地域の大学と連携し、モデル校2校を指定し体力測定及び講習会等を年2回実施し、運動の楽しさを理解してもらい、そのデータをもとに平成26年度以降の事業展開に役立てていく。

◇「スポーツ大会・教室等開催事業」について

1 事業概要

市民の健康の保持増進及び明るい市民生活に寄与するとともに、参加者の交流を深め市のイメージアップを図るためにスポーツ大会・教室等を開催する。

また、スポーツ大会においては、多くの種目や部門を設け、幼児から高齢者まで参加できるよう幅広い年代層の方々に参加できるよう対応しています。

2 事業内容

(1) 平成25年度スポーツ大会

期日	会場	大会名	対象
5月25日(土)	市民体育館	市制施行55周年記念 第29回いきいきライフ大運動会	高齢者
10月13日(日)	上尾運動公園	市制施行55周年記念 第55回上尾市民体育祭	全市民
11月17日(日)	上尾運動公園	市制施行55周年記念 第26回2013上尾シティマラソン	小学5年生以上
2月9日(日)	上尾運動公園	市制施行55周年記念 第32回上尾市民駅伝競走大会	小学5年生以上

(2) 教室・講座・研修会・講演会

期日	会場	大会名	対象
5月～	各公民館	長生きスポーツ教室	高齢者
6月	市民体育館	スポーツ推進委員研修会	スポーツ推進委員
7月	消防本部	平成25年度AED講習会	体協支部・体協加盟団体・ スポーツ推進委員
12月	文化センター	市制施行55周年・体育協会設立 55周年記念スポーツ講演会	全市民
2月	市民体育館	スポーツステップアップ講座	全市民

◇「市民体育館の指定管理者制度移行によるサービスの向上」について

1 事業概要

多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、市民体育館の管理運営に民間の能力を活用し、利用者サービスの向上と経費の縮減を図るため指定管理者制度を導入する。

なお、指定管理者に施設の管理運営を委ねた後も、施設の設置者としての責任は市にあるので、指定管理者が管理運営を適切に行っているかを確認し、必要な指示やモニタリングなどを行う。

2 事業内容

- (1) 地域住民や利用者並びに利用団体から常に意見や要望等を聴取し、運営に生かすことを義務づける
 - ・ 四半期ごとの利用者アンケートの実施
 - ・ 教育委員会へ直接意見が伝わる「ご意見箱」の設置
- (2) トレーニング室利用料金の納付方法にプリペイドカードによる納付を新設する
 - ・ 2,500円、5,000円、10,000円券を購入することにより、納付金額の10%の付加価値を付与する。

◇「上尾市立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

市長から権限の委任を受けている教育委員会の所管に属する教育機関における使用料の減免について、教育委員会内における統一的な基準を設定することから、所要の改正を行うものである。

2 改正点

上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設、市民ギャラリー、市立公民館、図書館瓦葺分館集会室、平方スポーツ広場、平方野球場及び平塚サッカー場における使用料の減免について、次に掲げる統一的な基準を設定する。

- (1) 市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合は、使用料を免除とする。
- (2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合は、使用料の5割を減額する。
- (3) このほか、教育委員会が特に必要があると認める場合は、使用料の免除又は5割を減額する。

3 施行期日 平成25年4月1日

◇上尾市立学校施設の開放に関する規則（昭和56年上尾市教育委員会規則第5号）

新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第21条 条例第3条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会の主催する体育行事に利用する場合 免除</p> <p>(2) 市内の高齢者又は心身障害者の団体に、教育委員会の指定するものが利用する場合 免除</p> <p>(3) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額</p> <p>(4) その他教育委員会が特に必要であると認める場合 3割減額</p> <p>2 条例第3条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料減額・免除申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第21条 条例第3条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会の主催する行事等に利用する場合 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要であると認める場合 5割減額又は免除</p> <p>2 条例第3条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設使用料減額・免除申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

◇上尾市民ギャラリー管理規則（昭和58年上尾市教育委員会規則第1号）

新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する展示会等に利用するとき 免除</p> <p>(2) 市立小学校又は中学校が主催する展示会等に利用するとき 5割減額</p> <p>(3) その他教育委員会が特に必要と認めるとき 5割減額</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民ギャラリー使用料減額・免除申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第8条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要であると認める場合 5割減額又は免除</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民ギャラリー使用料減額・免除申請書（第3号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

◇上尾市立公民館管理規則（昭和60年上尾市教育委員会規則第4号）

新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に<u>定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 市が主催する行事等に利用するとき 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用するとき 5割減額</p> <p>(3) <u>その他教育委員会が特に必要と認めるとき 5割減額又は免除</u></p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市立公民館使用料減額・免除申請書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に<u>掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 市<u>又は教育委員会</u>が主催する行事等に利用する場合 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</u></p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市立公民館使用料減額・免除申請書（第10号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

◇上尾市図書館瓦葺分館集会室使用に関する規則（昭和62年上尾市教育委員会規則第4号）

新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に<u>定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) 市が主催する行事等に利用するとき 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用するとき 5割減額</p> <p>(3) <u>その他教育委員会が特に必要と認めるとき 5割減額又は免除</u></p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に<u>掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 市<u>又は教育委員会</u>が主催する行事等に利用する場合 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</u></p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減額・免除申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

◇上尾市平方スポーツ広場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則第2号） 新旧対照表

改正前 （ ____改正部分）	改正後 （ 太字 改正部分）
<p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>スポーツ行事</u>に利用する場合 免除</p> <p>(2) 市立学校が教育目的のために行う体育行事に利用する場合 免除</p> <p>(3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除</p> <p><u>(4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額</u></p> <p><u>(5) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 3割減額</u></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平方スポーツ広場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>行事等</u>に利用する場合 免除</p> <p><u>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</u></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平方スポーツ広場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

◇上尾市平方野球場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則第3号） 新旧対照表

改正前 （ ____改正部分）	改正後 （ 太字 改正部分）
<p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>スポーツ行事</u>に利用する場合 免除</p> <p>(2) 市立学校が教育目的のために行う体育行事に利用する場合 免除</p> <p>(3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除</p> <p><u>(4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額</u></p> <p><u>(5) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 3割減額</u></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平方野球場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>行事等</u>に利用する場合 免除</p> <p><u>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</u></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平方野球場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

◇上尾市平塚サッカー場管理規則（平成18年上尾市教育委員会規則第4号） 新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>スポーツ行事</u>に利用する場合 免除</p> <p>(2) 市立学校が教育目的のために行う体育行事に利用する場合 免除</p> <p>(3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除</p> <p>(4) <u>前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額</u></p> <p>(5) <u>その他教育委員会が特に必要があると認める場合 3割減額</u></p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平塚サッカー場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分の場合に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する<u>行事等</u>に利用する場合 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</p> <p>2 条例第9条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市平塚サッカー場使用料減額・免除申請書（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>

◇「上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

平成25年上尾市議会3月定例会に提出された「上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」が、原案のとおり可決された。

今般の一部改正により、教育センターにおいて、就学相談及び教育相談における指導に当たっている「臨床心理士」について、職務遂行に必要な資格としては、財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する「臨床心理士」の資格のほか、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構が認定する「臨床発達心理士」の資格等があることから、名称を「教育心理専門員」に改めることとなった。また、「教育心理専門員」の勤務体制について、不登校児童生徒に対する教育相談体制の強化を図る観点から、1名・週5日勤務体制（延べ4週間20日勤務）であったものを、2名・週4日勤務体制（延べ4週間32日勤務）として、報酬月額も改正も行っている。

については、条例の施行に伴い、上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則に規定されている「臨床心理士」の名称や勤務日について、所要の改正を行うとともに、併せて、規定の整理を行うものである。

2 改正点

- (1) 「臨床心理士」の名称を「教育心理専門員」に改めたこと。
- (2) 「教育心理専門員」の勤務日を、週4日勤務に改めたこと。
- (3) 「研究協力員」を配置する規定を削除したこと。

3 施行期日 平成25年4月1日

◇上尾市教育相談員、学校適応指導教室指導員等設置規則（平成13年上尾市教育委員会規則第4号）

新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u> 太字 </u> 改正部分)
<p>(設置)</p> <p>第1条 上尾市における教育の充実と振興を図るため、上尾市教育センター（以下「教育センター」という。）に教育相談員、学校適応指導教室指導員、<u>臨床心理士</u>及び就学相談員を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育センターに研究協力員を置くことができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 上尾市における教育の充実と振興を図るため、上尾市教育センター（以下「教育センター」という。）に教育相談員、学校適応指導教室指導員、<u>教育心理相談員</u>及び就学相談員を置く。</p>
<p>(職務)</p> <p>第2条 教育相談員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>2 学校適応指導教室指導員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>3 <u>臨床心理士</u>は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 就学相談及び教育相談の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 知能及び発達に関する検査の実施に関すること。</p> <p>(3) 教育センター職員の研修に関すること。</p> <p>(4) 保護者、学校及び関係機関との連携に関すること。</p> <p>(5) その他教育相談及び就学相談に関すること。</p> <p>4 就学相談員は、教育センターにおいて、障害をもつ幼児、児童及び生徒の就学相談に関し必要な職務を行う。</p> <p>5 <u>研究協力員</u>は、教育センターにおける研究業務に関し必要な職務を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 教育相談員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>2 学校適応指導教室指導員は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)～(4) 《省略》</p> <p>3 <u>教育心理相談員</u>は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 就学相談及び教育相談の指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 知能及び発達に関する検査の実施に関すること。</p> <p>(3) 教育センター職員の研修に関すること。</p> <p>(4) 保護者、学校及び関係機関との連携に関すること。</p> <p>(5) その他教育相談及び就学相談に関すること。</p> <p>4 就学相談員は、教育センターにおいて、障害をもつ幼児、児童及び生徒の就学相談に関し必要な職務を行う。</p>
<p>(定数)</p> <p>第3条 教育相談員の定数は、4人以内とする。</p> <p>2 学校適応指導教室指導員の定数は、3人以内とする。</p> <p>3 <u>臨床心理士</u>の定数は、2人以内とする。</p>	<p>(定数)</p> <p>第3条 教育相談員の定数は、4人以内とする。</p> <p>2 学校適応指導教室指導員の定数は、3人以内とする。</p> <p>3 <u>教育心理相談員</u>の定数は、2人以内とする。</p>
<p>(身分)</p> <p>第4条 教育相談員、学校適応指導教室指導員及び<u>臨床心理士</u>（以下「教育相談員等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による非常勤の特別職とする。</p>	<p>(身分)</p> <p>第4条 教育相談員、学校適応指導教室指導員及び<u>教育心理相談員</u>（以下「教育相談員等」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による非常勤の特別職とする。</p>
<p>(委嘱等)</p> <p>第5条 教育相談員等は、教育全般及び教育相談に関し、豊かな経験を有する者のうちから、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>2 就学相談員及び<u>研究協力員</u>は、上尾市立小・中学校の校長及び教員のうちから、上尾市教育委員会教育長が任命する。</p>	<p>(委嘱等)</p> <p>第5条 教育相談員等は、教育全般及び教育相談に関し、豊かな経験を有する者のうちから、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p>2 就学相談員は、上尾市立小・中学校の校長及び教員のうちから、上尾市教育委員会教育長が任命する。</p>

(任期)

第6条 教育相談員等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(勤務)

第7条 教育相談員及び学校適応指導教室指導員の勤務日は、週4日以内とし、臨床心理士の勤務日は、週5日以内とし、これらの割振りは、教育センター所長が定める。

(服務)

第8条 教育相談員等は、所長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

- 2 教育相談員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 教育相談員等は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 教育相談員等は、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(研修)

第9条 教育相談員等は、常にその職務を行う上で必要な知識の修得に努めなければならない。

(退職)

第10条 教育相談員等は、自己の都合によりその任期中に退職しようとする場合は、退職しようとする日の1月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(解嘱)

第11条 教育相談員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、第6条本文の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

- (1) 服務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 教育相談員等としてふさわしくない非行のあった場合
- (3) 勤務実績が良くない場合
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (5) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育相談員、学校適応指導教室指導員、臨床心理士、就学相談員及び研究協力員に関し必要な事項は、別に定める。

(任期)

第6条 教育相談員等の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(勤務)

第7条 教育相談員等の勤務日は、週4日以内とし、その割振りは、教育センター所長が定める。

(服務)

第8条 教育相談員等は、所長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

- 2 教育相談員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 3 教育相談員等は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 4 教育相談員等は、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(研修)

第9条 教育相談員等は、常にその職務を行う上で必要な知識の修得に努めなければならない。

(退職)

第10条 教育相談員等は、自己の都合によりその任期中に退職しようとする場合は、退職しようとする日の1月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(解嘱)

第11条 教育相談員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、第6条本文の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

- (1) 服務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 教育相談員等としてふさわしくない非行のあった場合
- (3) 勤務実績が良くない場合
- (4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、教育相談員、学校適応指導教室指導員、教育心理専門員及び就学相談員に関し必要な事項は、別に定める。

◇「上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

平成25年4月1日から上尾市民体育館の管理については、指定管理者による管理に移行することが予定されている。これまで、直営による管理においては、上尾市民体育館に関する事務のうち、①特別の事情があるときにおいて、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めること、②事情により利用時間を変更すること、以上2点については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会教育長に委任している状況にある。

一方、先般、一部改正された「上尾市民体育館条例」においては、休館日の変更等及び利用時間の変更については、指定管理者が教育委員会の承認を得て変更する旨、規定され、平成25年4月1日から施行される予定であることから、所要の改正を行うものである。

2 改正点

これまでの教育委員会所管施設における休館日の変更等を教育長に委任する方針は維持しつつ、指定管理者制度移行に伴う上尾市民体育館条例の一部改正を踏まえ、次に掲げる事務を教育長に委任する。

- (1) 事情により休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めるとの指定管理者からの申出を承認すること。
- (2) 事情により利用時間を変更するととの指定管理者からの申出を承認すること。

3 施行期日 平成25年4月1日

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）

新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>(1) 上尾市立人権教育集会所に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特別の事情があるときにおいて、使用時間を変更すること。</p> <p>イ 管理上必要と認めたとときにおいて、臨時に休所日を定めること。</p> <p>(2) 上尾市図書館、分館及び公民館図書室に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特別の事情があるときにおいて、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めること。</p> <p>イ 特別の事情があるときにおいて、利用時間を変更すること。</p> <p>ウ 図書館資料の館外利用に必要な利用カードを交付すること。</p> <p>エ 図書館資料の館外利用を許可すること。</p> <p>オ 視聴覚教材教具の利用を許可すること。</p> <p>(3) 上尾市民体育館に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特別の事情があるときにおいて、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めること。</p> <p>イ 事情により利用時間を変更すること。</p> <p>(4) 上尾市民ギャラリーに関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 管理上必要があるときにおいて、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めること。</p> <p>イ 管理上必要があると認めるときにおいて、利用時間を臨時に変更すること。</p> <p>(5) 特別の事情があると認めたとときにおいて、上尾市立公民館の開館時間を変更し、又はその休館日に開館し、若しくは臨時に休館日を定めること。</p> <p>(6) 上尾市図書館瓦葺分館集会室に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 管理上必要があるときにおいて、利用に供さない日を変更し、又は臨時に利用に供さない日を定めること。</p> <p>イ 特別の事情があると認めたとときにおいて、利用時間を臨時に変更すること。</p>	<p>(委任事務)</p> <p>第2条 教育委員会は、その権限に属する事務のうち、次に掲げるものを教育長に委任する。</p> <p>(1) 上尾市立人権教育集会所に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特別の事情があるときにおいて、使用時間を変更すること。</p> <p>イ 管理上必要と認めたとときにおいて、臨時に休所日を定めること。</p> <p>(2) 上尾市図書館、分館及び公民館図書室に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 特別の事情があるときにおいて、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めること。</p> <p>イ 特別の事情があるときにおいて、利用時間を変更すること。</p> <p>ウ 図書館資料の館外利用に必要な利用カードを交付すること。</p> <p>エ 図書館資料の館外利用を許可すること。</p> <p>オ 視聴覚教材教具の利用を許可すること。</p> <p>(3) 上尾市民体育館に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 事情により休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めるとの指定管理者からの申出を承認すること。</p> <p>イ 事情により利用時間を変更すると指定管理者からの申出を承認すること。</p> <p>(4) 上尾市民ギャラリーに関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 管理上必要があるときにおいて、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めること。</p> <p>イ 管理上必要があると認めるときにおいて、利用時間を臨時に変更すること。</p> <p>(5) 特別の事情があると認めたとときにおいて、上尾市立公民館の開館時間を変更し、又はその休館日に開館し、若しくは臨時に休館日を定めること。</p> <p>(6) 上尾市図書館瓦葺分館集会室に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 管理上必要があるときにおいて、利用に供さない日を変更し、又は臨時に利用に供さない日を定めること。</p> <p>イ 特別の事情があると認めたとときにおいて、利用時間を臨時に変更すること。</p>

- (7) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平方スポーツ広場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (8) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平方野球場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (9) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平塚サッカー場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (10) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの
- ア 法第7条第1項の規定により、児童手当の受給資格及び額を認定すること。
- イ 法第26条第3項の規定により、届出を受理すること。
- ウ 埼玉県市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成18年埼玉県教育委員会規則第5号）第2条の規定により、児童手当受給者台帳を作成し、及び保管すること。
- (11) 学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの
- ア 学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号）第4条の規定により、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること。
- イ 学校職員の住居手当に関する規則（昭和49年埼玉県教育委員会規則第40号）第7条の規定により、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。
- ウ 学校職員の扶養手当に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第16号）第4条の規定により、扶養手当の月額を認定すること。

- (7) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平方スポーツ広場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (8) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平方野球場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (9) 特別の事情があるときにおいて、上尾市平塚サッカー場の休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めること。
- (10) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの
- ア 法第7条第1項の規定により、児童手当の受給資格及び額を認定すること。
- イ 法第26条第3項の規定により、届出を受理すること。
- ウ 埼玉県市町村立学校職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成18年埼玉県教育委員会規則第5号）第2条の規定により、児童手当受給者台帳を作成し、及び保管すること。
- (11) 学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）及び同条例の施行のための埼玉県教育委員会規則に基づく事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に係るものに限る。）のうち、次に掲げるもの
- ア 学校職員の通勤手当に関する規則（昭和33年埼玉県教育委員会規則第5号）第4条の規定により、支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定すること。
- イ 学校職員の住居手当に関する規則（昭和49年埼玉県教育委員会規則第40号）第7条の規定により、支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定すること。
- ウ 学校職員の扶養手当に関する規則（昭和61年埼玉県教育委員会規則第16号）第4条の規定により、扶養手当の月額を認定すること。

◇「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

平成24年上尾市教育委員会12月定例会において、指定管理者による管理の移行に伴う一部改正を旨とする「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則」が審議され、原案のとおり、可決成立したところであるが、さらに、団体利用登録に関する事項を定めるとともに、他の教育機関とともに統一的な減免基準を設けたいので、「上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則」を一部改正し、平成25年4月1日から施行するものである。

2 改正点

- (1) 上尾市民体育館の団体利用登録について、所要の改正を行ったこと。
- (2) 次のとおり、利用料金の減免基準を設けたこと。
 - ・市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合は、利用料金を免除とする。
 - ・心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合は、利用料金の5割を減額する。
 - ・このほか、指定管理者が特に必要があると認める場合は、利用料金の免除又は5割を減額する。

3 施行期日 公布の日

◇上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則（平成24年上尾市教育委員会規則第10号）

新旧対照表（全文）

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>第1条中「第16条」を「第18条」に改める。</p>	<p>第1条中「第16条」を「第18条」に改め、同条の次に次の1条を加える。 <u>(利用の登録及び手続)</u> 第1条の2 体育館の施設等（条例第2条第1号に規定する施設等をいう。第4条及び第5条において同じ。）の団体利用をする者が条例第5条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ条例第12条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）による登録を受けなければならない。 2 前項の規定による登録を受けることができる者は、10人以上の者で構成されている団体とする。 3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、上尾市民体育館利用団体登録申請書（第1号様式）に、上尾市民体育館利用団体構成員名簿（第2号様式）を添付して、指定管理者に申請しなければならない。 4 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が第2項に規定する要件を備えているかどうかを確認の上、登録すべきものと認めたとときは、上尾市民体育館利用団体登録カード（第3号様式）を当該申請者に交付するものとする。 5 前項の規定による登録の有効期間は2年とし、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 6 第4項の規定により登録を受けた者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、上尾市民体育館利用団体登録事項変更届（第4号様式）に、上尾市民体育館利用団体登録カードを添付して、速やかに指定管理者に届け出なければならない。 7 第2項から第4項までの規定は、指定管理者による登録の更新に係る手続について準用する。</p>
<p>第2条第1項中「教育委員会」を「条例第12条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改め、同条第2項本文中「前項」を「前項本文」に、「7日」を「3日」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。</p>	<p>第2条第1項中「<u>(第1号様式)</u>」を「<u>(第5号様式)</u>」に、「<u>(第2号様式)</u>」を「<u>(第6号様式)</u>」に、「<u>教育委員会</u>」を「指定管理者」に改め、同条第2項本文中「前項」を「前項本文」に、「7日」を「3日」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。</p>
<p>第3条第1項中「上尾市民体育館利用許可書兼領収書」を「上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書」に改め、「又は上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書（第4号様式）」を削り、同条第2項中「(第5号様式)」を「<u>(第4号様式)</u>」に、「使用料」を「利用料金（条例第15条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）」に改める。</p>	<p>第3条第1項中「<u>上尾市民体育館利用許可書兼領収書（第3号様式)</u>」を「<u>上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書（第7号様式)</u>」に改め、「又は上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書（第4号様式）」を削り、同条第2項中「(第5号様式)」を「<u>(第8様式)</u>」に、「使用料」を「利用料金（条例第15条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）」に改める。</p>

改正前 (改正部分)	改正後 (太字 改正部分)
<p>第4条中「施設等」の次に「(条例第2条第1号に規定する施設等をいう。次条において同じ。)」を加え、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。</p> <p>第5条を次のように改める。 (利用後の点検)</p> <p>第5条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、又は条例第9条の規定により当該施設等を原状に復したときは、指定管理者による点検を受けなければならない。</p> <p>第6条ただし書中「教育委員会の許可」を「指定管理者の許可(物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を必要とする場合にあっては、教育委員会の当該許可)」に改め、同条に次の1項を加える。</p> <p>2 指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条の見出しを「(利用料金の納付)」に改め、同条中「第12条の使用料」を「第15条第1項の規定による利用料金の納付」に、「納付するものとする」を「、これを行わなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。</p> <p>2 利用料金のうち、体力相談室兼トレーニング室の利用(個人利用の場合に限る。)に係るものについては、プリペイドカードにより納付することができる。</p> <p>3 前項のプリペイドカードの種類及び料金は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第8条の見出し中「使用料」を「利用料金の額」に改め、同条中「第12条第2項の規定に基づく」を「別表1の表及び2の表に規定する」に、「使用料」を「利用料金の額」に、「別表」を「別表第2」に改める。</p> <p>第12条の見出しを「(その他)」に改め、同条中「この規則」を「条例及びこの規則」に、「必要な事項」を「体育館の管理に関し必要な事項」に、「上尾市教育委員会教育長が」を「条例第13条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て定め、その他の事項については教育委員会が別に」に改め、同条を第13条とする。</p>	<p>第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。</p> <p>《同左》</p> <p>《同左》</p> <p>《同左》</p> <p>《同左》</p> <p>《同左》</p> <p>《同左》</p>

第11条を削る。

第10条の見出しを「(利用料金の返還の額等)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第14条ただし書の規定による使用料の還付」を「第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「第14条第1号」を「第17条第1号」に、「全額」を「既納の利用料金の全額」に改め、同項第2号中「第14条第2号」を「第17条第2号」に、「教育委員会がその都度定める割合」を「既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額」に改め、同条第2項中「第14条ただし書」を「第17条ただし書」に、「使用料の還付」を「利用料金の返還」に、「上尾市民体育館使用料還付申請書(第7号様式)」を「上尾市民体育館利用料金返還申請書(第8号様式)」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第13条」を「第16条」に、「使用料」を「利用料金」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「スポーツ行事」を「行事」に改め、同項第5号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「第5条」を「第16条」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「上尾市民体育館使用料減額・免除申請書」を「上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請)

第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書(第7号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

《同左》

第10条の見出しを「(利用料金の返還の額等)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第14条ただし書の規定による使用料の還付」を「第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「第14条第1号」を「第17条第1号」に、「全額」を「既納の利用料金の全額」に改め、同項第2号中「第14条第2号」を「第17条第2号」に、「教育委員会がその都度定める割合」を「既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額」に改め、同条第2項中「第14条ただし書」を「第17条ただし書」に、「使用料の還付」を「利用料金の返還」に、「上尾市民体育館使用料還付申請書(第7号様式)」を「上尾市民体育館利用料金返還申請書(第12号様式)」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第13条」を「第16条」に、「使用料」を「利用料金」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「スポーツ行事」を「行事等」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 心身障害者(児)団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額

(3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除

第9条第1項第4号及び第5号を削り、同条第2項中「第5条」を「第16条」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「上尾市民体育館使用料減額・免除申請書(第6号様式)」を「上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書(第10号様式)」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請)

第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書(第11号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)												
<p>第8条の次に次の1条を加える。 (指定管理者による利用料金の額についての承認申請)</p> <p>第9条 指定管理者は、利用料金の額について第15条第4項の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金承認申請書(第5号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>別表中「使用料」を「利用料金の額」に改め、同表更衣ロッカーの項を次のように改める。</p> <table border="1"> <tr> <td>アリーナ空調設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>4,000円</td> </tr> </table> <p>別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。 別表第1(第7条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用度数 11,000円分</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>利用度数 5,500円分</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>利用度数 2,750円分</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プリペイドカードの料金は、発行の際に徴収する。</p> <p><u>第1号様式から第7号様式までを次のように改める。</u></p> <p>第7号様式の次に次の1様式を加える。</p>	アリーナ空調設備	1式	1時間につき	4,000円	種 類	料金の額	利用度数 11,000円分	10,000円	利用度数 5,500円分	5,000円	利用度数 2,750円分	2,500円	<p>第8条の次に次の1条を加える。 (指定管理者による利用料金の額についての承認申請)</p> <p>第9条 指定管理者は、利用料金の額について第15条第4項の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金承認申請書(第9号様式)により、教育委員会に申請しなければならない。</p> <p>《同左》</p> <p>《同左》</p> <p><u>第1号様式から第7号様式までを次のように改める。</u></p> <p>《様式省略》</p> <p>※今回、団体利用登録に関する様式が第1号様式から第4号様式まで追加され、当該一部改正前の様式が順次4号ずつ繰り下がっている。</p> <p><u>第7号様式の次に次の5様式を加える。</u></p> <p>《様式省略》</p>
アリーナ空調設備	1式	1時間につき	4,000円										
種 類	料金の額												
利用度数 11,000円分	10,000円												
利用度数 5,500円分	5,000円												
利用度数 2,750円分	2,500円												

(施行期日)

- 1 この規則は、上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号）の施行の日（平成25年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請から適用し、この規則の施行の日前に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に交付された改正前の第3号様式による上尾市民体育館利用許可書兼領収書及び第4号様式による上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書（この規則の施行の日において当該許可書に記載された利用年月日が到来していないものに限る。）は、改正後の第3号様式による上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書とみなす。

(施行期日)

- 1 この規則は、上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号）の施行の日（平成25年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に上尾市民体育館を指定して、上尾市教育委員会が管理する公共施設に係る予約システムの利用に関する規則（平成17年上尾市教育委員会規則第6号）の規定によりその例によることとされた上尾市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成17年上尾市規則第44号）第8条第1項の規定により上尾市教育委員会の登録を受けている団体は、改正後の第1条の2第1項の規定による指定管理者による登録を受けたものとみなす。この場合において、当該指定管理者による登録の有効期間は、同規則第8条第3項に規定する予約システムの利用の登録の有効期間の残日数と同一の期間とする。
- 3 改正後の第2条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請から適用し、この規則の施行の日前に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前に交付された改正前の第3号様式による上尾市民体育館利用許可書兼領収書及び第4号様式による上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書（この規則の施行の日において当該許可書に記載された利用年月日が到来していないものに限る。）は、改正後の第7号様式による上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書とみなす。

◇上尾市民体育館管理規則（昭和55年上尾市教育委員会規則第2号） 改正経過表

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則（平成24年上尾市教育委員会規則第10号）改正前	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則（平成24年上尾市教育委員会規則第10号）改正後（改正部分）	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則改正後（改正部分）
<p>（趣旨） 第1条 この規則は、上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、上尾市民体育館（以下「体育館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規則は、上尾市民体育館条例（昭和54年上尾市条例第22号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、上尾市民体育館（以下「体育館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 <同左></p>
		<p>（利用の登録及び手続） 第1条の2 体育館の施設等（条例第2条第1号に規定する施設等をいう。第4条及び第5条において同じ。）の団体利用をする者が条例第5条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ条例第12条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）による登録を受けなければならない。 2 前項の規定による登録を受けることができる者は、10人以上の者で構成されている団体とする。 3 第1項の規定による登録を受けようとする者は、上尾市民体育館利用団体登録申請書（第1号様式）に、上尾市民体育館利用団体構成員名簿（第2号様式）を添付して、指定管理者に申請しなければならない。 4 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が第2項に規定する要件を備えているかどうかを確認の上、登録すべきものと認めるときは、上尾市民体育館利用団体登録カード（第3号様式）を当該申請者に交付するものとする。 5 前項の規定による登録の有効期間は2年とし、2年ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によって、その効力を失う。 6 第4項の規定により登録を受けた者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたときは、上尾市民体育館利用団体登録事項変更届（第4号様式）に、上尾市民体育館利用団体登録カードを添付して、速やかに指定管理者に届け出なければならない。 7 第2項から第4項までの規定は、指定管理者による登録の更新に係る手続について準用する。</p>
<p>（利用の許可の申請） 第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は上尾市民体育館利用許可申請書（第1号様式）を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民体育館利用変更許可申請書（第2号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、個人が利用の許可を受けようとするときは、利用しようとする日に口頭により行うものとする。 2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から利用しようとする日の前7日までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>（利用の許可の申請） 第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は上尾市民体育館利用許可申請書（第1号様式）を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民体育館利用変更許可申請書（第2号様式）を条例第12条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）に提出しなければならない。ただし、個人が利用の許可を受けようとするときは、利用しようとする日に口頭により行うものとする。 2 前項本文の申請書は、利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から利用しようとする日の前3日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>（利用の許可の申請） 第2条 条例第5条第1項の許可を受けようとする者は上尾市民体育館利用許可申請書（第5号様式）を、許可に係る事項を変更しようとする者は上尾市民体育館利用変更許可申請書（第2号様式）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、個人が利用の許可を受けようとするときは、利用しようとする日に口頭により行うものとする。 2 前項本文の申請書は、利用しようとする日の属する月の2箇月前の月の初日から利用しようとする日の前3日までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。</p>
<p>（許可書等の交付） 第3条 条例第5条第1項の許可は、上尾市民体育館利用許可書兼領収書（第3号様式）又は上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書（第4号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、個人利用の許可は、個人利用券（第5号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。この場合において、使用料の領収書は、交付しない。</p>	<p>（許可書等の交付） 第3条 条例第5条第1項の許可は、上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書（第3号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、個人利用の許可は、個人利用券（第4号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。この場合において、利用料金（条例第15条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の領収書は、交付しない。</p>	<p>（許可書等の交付） 第3条 条例第5条第1項の許可は、上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書（第7号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、個人利用の許可は、個人利用券（第8号様式）を当該申請者に交付して行うものとする。この場合において、利用料金（条例第15条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の領収書は、交付しない。</p>
<p>（造作等の制限） 第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、利用のため体育館の施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。</p>	<p>（造作等の制限） 第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、利用のため体育館の施設等（条例第2条第1号に規定する施設等をいう。次条において同じ。）に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。</p>	<p>（造作等の制限） 第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、利用のため体育館の施設等に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。</p>

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則（平成24年上尾市教育委員会規則第10号）改正前	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則（平成24年上尾市教育委員会規則第10号）改正後（改正部分）	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則改正後（改正部分）
<p>（遵守事項及び教育委員会の指示）</p> <p>第5条 教育委員会は、体育館の利用者の遵守事項を定め、及び体育館の管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。</p>	<p>（利用後の点検）</p> <p>第5条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、又は条例第9条の規定により当該施設等を原状に復したときは、指定管理者による点検を受けなければならない。</p>	<p>（利用後の点検）</p> <p>第5条 <同左></p>
<p>（販売行為等の禁止）</p> <p>第6条 体育館内においては、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>（販売行為等の禁止）</p> <p>第6条 体育館内においては、物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可（物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を必要とする場合にあつては、教育委員会の当該許可）を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>2 指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p>	<p>（販売行為等の禁止）</p> <p>第6条 <同左></p> <p>2 <同左></p>
<p>（使用料の納期）</p> <p>第7条 条例第12条の使用料は、第3条第1項に規定する許可書又は同条第2項の個人利用券の交付と同時に納付するものとする。</p>	<p>（利用料金の納付）</p> <p>第7条 条例第15条第1項の規定による利用料金の納付は、第3条第1項に規定する許可書又は同条第2項の個人利用券の交付と同時に、これを行わなければならない。</p> <p>2 利用料金のうち、体力相談室兼トレーニング室の利用（個人利用の場合に限る。）に係るものについては、プリペイドカードにより納付することができる。</p> <p>3 前項のプリペイドカードの種類及び料金は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>（利用料金の納付）</p> <p>第7条 <同左></p> <p>2 <同左></p> <p>3 <同左></p>
<p>（附属設備の使用料）</p> <p>第8条 条例第12条第2項の規定に基づく附属設備の使用料は、別表のとおりとする。</p>	<p>（附属設備の利用料金の額）</p> <p>第8条 条例別表1の表及び2の表に規定する附属設備の利用料金の額は、別表第2のとおりとする。</p>	<p>（附属設備の利用料金の額）</p> <p>第8条 <同左></p>
<p>（指定管理者による利用料金の額についての承認申請）</p> <p>第9条 指定管理者は、利用料金の額について第15条第4項の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金承認申請書（第5号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。</p>	<p>（指定管理者による利用料金の額についての承認申請）</p> <p>第9条 指定管理者は、利用料金の額について第15条第4項の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金承認申請書（第5号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。</p>	<p>（指定管理者による利用料金の額についての承認申請）</p> <p>第9条 指定管理者は、利用料金の額について第15条第4項の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金承認申請書（第9号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。</p>
<p>（使用料の減免）</p> <p>第9条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催するスポーツ行事に利用する場合 免除</p> <p>(2) 市立学校が教育目的のため行う体育行事に利用する場合 免除</p> <p>(3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除</p> <p>(4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額</p> <p>(5) その他教育委員会が特に必要があると認める場合 3割減額</p> <p>2 条例第5条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民体育館使用料減額・免除申請書（第6号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（利用料金の減免）</p> <p>第10条 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する行事に利用する場合 免除</p> <p>(2) 市立学校が教育目的のため行う体育行事に利用する場合 免除</p> <p>(3) 市内の高齢者又は心身障害者の団体で、教育委員会が指定する団体が利用する場合 免除</p> <p>(4) 前号に規定する団体以外の市内の高齢者又は心身障害者の団体が利用する場合 7割減額</p> <p>(5) その他指定管理者が特に必要があると認める場合 3割減額</p> <p>2 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書（第6号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</p>	<p>（利用料金の減免）</p> <p>第10条 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市又は教育委員会が主催する行事等に利用する場合 免除</p> <p>(2) 心身障害者（児）団体が主催する行事等に利用する場合 5割減額</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、指定管理者が特に必要があると認める場合 5割減額又は免除</p> <p>2 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書（第10号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</p>
<p>（指定管理者による利用料金の減免についての承認申請）</p> <p>第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書（第7号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。</p>	<p>（指定管理者による利用料金の減免についての承認申請）</p> <p>第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書（第7号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。</p>	<p>（指定管理者による利用料金の減免についての承認申請）</p> <p>第11条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第16条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書（第11号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。</p>

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則（平成24年上尾市教育委員会規則第10号）改正前	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則（平成24年上尾市教育委員会規則第10号）改正後（ <u> </u> 改正部分）	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則改正後（ <u> </u> 改正部分）																																																												
<p>（使用料の還付）</p> <p>第10条 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第14条第1号の場合 全額</p> <p>(2) 条例第14条第2号の場合 教育委員会がその都度定める割合</p> <p>2 条例第14条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、上尾市民体育館使用料還付申請書（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（利用料金の返還の額等）</p> <p>第12条 条例第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第17条第1号の場合 既納の利用料金の全額</p> <p>(2) 条例第17条第2号の場合 既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額</p> <p>2 条例第17条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金返還申請書（第8号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</p>	<p>（利用料金の返還の額等）</p> <p>第12条 条例第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 条例第17条第1号の場合 既納の利用料金の全額</p> <p>(2) 条例第17条第2号の場合 既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額</p> <p>2 条例第17条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようとする者は、上尾市民体育館利用料金返還申請書（第12号様式）を指定管理者に提出しなければならない。</p>																																																												
<p>（利用後の点検）</p> <p>第11条 条例第5条第1項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、又は条例第9条の規定により当該施設等を原状に復したときは、体育館職員の点検を受けなければならない。</p>																																																														
<p>（委任）</p> <p>第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、上尾市教育委員会教育長が定める。</p>	<p>（その他）</p> <p>第13条 条例及びこの規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、条例第13条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て定め、その他の事項については教育委員会が別に定める。</p>	<p>（その他）</p> <p>第13条 <同左></p>																																																												
	<p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1062 953 1739 1096"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用度数 11,000円分</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>利用度数 5,500円分</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>利用度数 2,750円分</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プリペイドカードの料金は、発行の際に徴収する。</p>	種 類	料金の額	利用度数 11,000円分	10,000円	利用度数 5,500円分	5,000円	利用度数 2,750円分	2,500円	<p>別表第1（第7条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1979 953 2656 1096"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用度数 11,000円分</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>利用度数 5,500円分</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>利用度数 2,750円分</td> <td>2,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プリペイドカードの料金は、発行の際に徴収する。</p>	種 類	料金の額	利用度数 11,000円分	10,000円	利用度数 5,500円分	5,000円	利用度数 2,750円分	2,500円																																												
種 類	料金の額																																																													
利用度数 11,000円分	10,000円																																																													
利用度数 5,500円分	5,000円																																																													
利用度数 2,750円分	2,500円																																																													
種 類	料金の額																																																													
利用度数 11,000円分	10,000円																																																													
利用度数 5,500円分	5,000円																																																													
利用度数 2,750円分	2,500円																																																													
<p>別表（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="142 1201 1012 1369"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>附属設備の内訳</th> <th>利用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>得点表示盤</td> <td>1基</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>更衣ロッカー</td> <td>1個</td> <td>1回につき</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	附属設備の内訳	利用単位	使用料	得点表示盤	1基	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	更衣ロッカー	1個	1回につき	100円	<p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1062 1201 1932 1369"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>附属設備の内訳</th> <th>利用単位</th> <th>利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>得点表示盤</td> <td>1基</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ空調設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	附属設備の内訳	利用単位	利用料金の額	得点表示盤	1基	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	アリーナ空調設備	1式	1時間につき	4,000円	<p>別表第2（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1979 1201 2849 1369"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>附属設備の内訳</th> <th>利用単位</th> <th>利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>得点表示盤</td> <td>1基</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>放送設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>アリーナ空調設備</td> <td>1式</td> <td>1時間につき</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	附属設備の内訳	利用単位	利用料金の額	得点表示盤	1基	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	放送設備	1式	1時間につき	300円	アリーナ空調設備	1式	1時間につき	4,000円
利用区分	附属設備の内訳	利用単位	使用料																																																											
得点表示盤	1基	1時間につき	300円																																																											
放送設備	1式	1時間につき	300円																																																											
放送設備	1式	1時間につき	300円																																																											
更衣ロッカー	1個	1回につき	100円																																																											
利用区分	附属設備の内訳	利用単位	利用料金の額																																																											
得点表示盤	1基	1時間につき	300円																																																											
放送設備	1式	1時間につき	300円																																																											
放送設備	1式	1時間につき	300円																																																											
アリーナ空調設備	1式	1時間につき	4,000円																																																											
利用区分	附属設備の内訳	利用単位	利用料金の額																																																											
得点表示盤	1基	1時間につき	300円																																																											
放送設備	1式	1時間につき	300円																																																											
放送設備	1式	1時間につき	300円																																																											
アリーナ空調設備	1式	1時間につき	4,000円																																																											

◇「上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程 及び 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令」の一部を改正する訓令」の概要

1 改正の理由

これまで教育委員会の所管に属する教育機関については、直営による管理を行ってきたが、上尾市民体育館の管理について、平成25年4月1日から指定管理者による管理に移行することが予定されている。このことから、地方自治法に規定されている指定管理者に対する権限及び市長から委任を受けることとなる利用料金の額を定めることについて承認すること等について、新たに決裁又は専決の区分を設けるため、所要の改正を行うものである。

なお、市長から委任を受けることとなる事項のうち決裁等の区分を設ける部分の改正については、先に公布された「上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（平成24年上尾市教育委員会訓令第3号）」において「スポーツ振興センター」を「スポーツ振興課」に改める改正を行っていることから、当該一部改正訓令を一部改正することをもって改める。

2 改正点

次に掲げる事項について、新たに決裁又は専決の区分を設けること。

(1) 公の施設の指定管理者による管理に関する事項

ア 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示をすること ⇒ 教育長専決

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者に対し、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること
⇒ 教育委員会決裁

ウ 指定管理者との協定を締結すること ⇒ 教育長専決

(2) 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項

ア 上尾市民体育館の利用料金の額を定め、又は変更をすとの指定管理者からの申出を承認すること ⇒ スポーツ振興課長専決

イ 上尾市民体育館の利用料金を減額し、又は免除すとの指定管理者からの申出を承認すること ⇒ スポーツ振興課長専決

ウ 上尾市民体育館の利用料金の返還の額を決定すとの指定管理者からの申出を承認すること ⇒ スポーツ振興課長専決

エ 上尾市民体育館の附属設備に係る利用料金の上限額を定めること
⇒ スポーツ振興課長専決

3 施行期日

(1) の改正規定は平成25年4月1日から、(2) の改正規定は公布の日から施行する。

※(2)の改正は、一部改正訓令を一部改正することから公布の日の施行としているが、溶け込むこととなる一部訓令の施行日は(1)と同じ平成25年4月1日となる。

◇上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成22年上尾市教育委員会訓令第1号）

新旧対照表

改正前 (改正部分)						改正後 (太字 改正部分)							
別表第1 共通決裁事項・専決事項						別表第1 共通決裁事項・専決事項							
事項	事務	教委 決裁	教育長 専決	部長 専決	次長 専決	課長 専決	事項	事務	教委 決裁	教育長 専決	部長 専決	次長 専決	課長 専決
3	市長との協議に関する事項	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下この項において「法」という。）第180条の2の規定により市長の権限に属する事務の一部を、教育委員会若しくは教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に委任し、又は教育委員会事務局及び市立教育機関の職員をして補助執行させることについて、市長と協議をすること。		○			3	市長との協議に関する事項	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下この項及び次項において「法」という。）第180条の2の規定により市長の権限に属する事務の一部を、教育委員会若しくは教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に委任し、又は教育委員会事務局及び市立教育機関の職員をして補助執行させることについて、市長と協議をすること。		○		
		(2) 法第180条の3の規定により市長の補助機関である職員を、教育委員会事務局及び市立教育機関の職員と兼ねさせ、若しくは教育委員会の事務を補助する職員若しくは教育委員会の所管に属する機関の職員に充て、又は教育委員会の事務に従事させることについて、市長と協議をすること。		○					(2) 法第180条の3の規定により市長の補助機関である職員を、教育委員会事務局及び市立教育機関の職員と兼ねさせ、若しくは教育委員会の事務を補助する職員若しくは教育委員会の所管に属する機関の職員に充て、又は教育委員会の事務に従事させることについて、市長と協議をすること。		○		
		(3) 法第180条の7の規定により教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関の長に委任し、若しくは市長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることについて、市長と協議をすること。		○					(3) 法第180条の7の規定により教育委員会の権限に属する事務の一部を、市長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関の長に委任し、若しくは市長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることについて、市長と協議をすること。		○		
							4	公の施設の指定管理者による管理に関する事項	(1) 法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示をすること。 (2) 法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者に対し、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。 (3) 指定管理者との協定を締結すること。		○		
										○			
										○			

別表第2（第10条—第12条関係）

個別決裁事項・専決事項
教育総務部スポーツ振興課

事項	事務	教委 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
1	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項 (1) 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (2) 上尾市平方スポーツ広場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (3) 上尾市平方野球場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (4) 上尾市平塚サッカー場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○ ○ ○ ○

別表第2（第10条—第12条関係）

個別決裁事項・専決事項
教育総務部スポーツ振興課

事項	事務	教委 決裁	教育長 専決	部長 専決	課長 専決
1	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項 (1) <u>上尾市民体育館の利用料金の額を定め、又は変更をするとの指定管理者からの申出を承認すること。</u> (2) <u>上尾市民体育館の利用料金を減額し、又は免除するとの指定管理者からの申出を承認すること。</u> (3) <u>上尾市民体育館の利用料金の返還の額を決定するとの指定管理者からの申出を承認すること。</u> (4) <u>上尾市民体育館の附属設備に係る利用料金の上限額を定めること。</u> (5) 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (6) 上尾市平方スポーツ広場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (7) 上尾市平方野球場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。 (8) 上尾市平塚サッカー場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○